平成２９年（フ）第２号
沖縄県石垣市字宮良79番地15
債務者　中森　真希
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第２７号
秋田市将軍野南２丁目５番51－５号
債務者　高橋　紀子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０号
石川県羽咋市南中央町キ126番地15
債務者　石木　　昇
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１１号
長野県諏訪市諏訪１丁目12番15号
債務者　安達　正寛
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１７号
長野県岡谷市長地小萩１丁目17番24号
債務者　川窪　作二
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１０５３号
京都市西京区牛ケ瀬南ノ口町32番地　桂グリーンマンション102
債務者　中村　美子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
京都府宇治市宇治壱番84番地　田中ビル302号
債務者　嶋津　有一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
京都市下京区西七条東御前田町６番地２　ハイツ若杉　401
債務者　大藪　悠生
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
京都市左京区夷川通川端東入大文字町180番地　リバーサイド　二条　201
債務者　吉河喜一郎
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字下赤田14番地の８　町営住宅下赤田（西）３棟１号室
債務者　井上　清光
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
徳島県板野郡藍住町矢上字安任165番地４
債務者　藤田　仁子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１号
福岡県飯塚市弁分247番地１　パークスクエア102号室
債務者　兵藤　光考
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２２号
福岡県飯塚市鯰田2517番地８　愛宕団地500棟545号（前住所　福岡県田川郡糸田町870番地５）
債務者　早麻　憲司
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１８号
福岡県直方市大字下境3910－520、住民票上の住所福岡県直方市大字知古824番地１
債務者　成定　武彦（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２２号
宮城県大崎市松山長尾字入48番地、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘４丁目30番５号　旭ケ丘コンパウンド107
債務者　亀井　則恵
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
金沢市桂町ホ120番地３　みなとハイツⅡ203号、従前の住所石川県白山市笠間町715番地
債務者　今村　昌幸
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
石川県加賀市山代温泉35の１番地７　ジュピター山代102号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉北部２丁目175番地１
債務者　佐藤　礼子（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
金沢地方裁判所小松支部